

2010年（平成22年）4月19日

居宅介護支援事業者
介護予防支援事業者
介護予防訪問介護事業者
介護予防通所介護事業者
介護予防通所リハビリテーション事業者 様

藤沢市長 海老根 靖典
(公印省略)

指定介護予防サービスの日割り計算について（通知）

日ごろ、本市の介護保険事業の運営につきましてご理解、ご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、介護予防訪問介護費、介護予防通所介護費、介護予防通所リハビリテーション費は月当たりの定額払いであり、原則として日割り計算は行わない取り扱いとなっています。例外として、日割り計算となる場合については、今まで通知等によりお知らせをしているものもありますが、厚生労働省に再確認した内容を含め、改めてお知らせいたします。

なお、厚生労働省に再確認した次の内容については、5月サービス提供分からの適用とし、過去の請求分について必ずしも適用する必要はありません。

【厚生労働省再確認事項】

- ① 介護予防訪問介護について、月途中で要支援度が変更になった場合は日割り計算により、それぞれの単価を算定する。
- ② 介護予防訪問介護（Ⅲ）を利用していた要支援2の者が、月途中で要支援1になった場合は、認定日（要支援1になった日）以降は介護予防訪問介護（Ⅱ）を算定する。

以 上

事務担当：介護保険課（新館2階）

総務・給付担当

TEL 25-1111（内線）3141

FAX 23-5174

1. 原則

- ① 介護予防訪問介護費、介護予防通所介護費、介護予防通所リハビリテーション費は月当たりの定額払いであり、原則として日割り計算は行わない。
- ② それぞれのサービス費の加算の日割りは行わない。

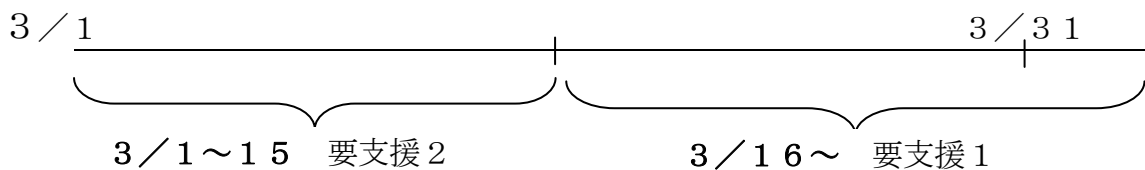
2. 例外として、日割り計算をする場合

- (1) 介護予防訪問介護費、介護予防通所介護費及び介護予防通所リハビリテーション費共通
「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月17日付老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0170001号）（以下「留意事項」といいます。）別紙1の第1、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日付老老発第31）により、次のとおりです。

①	要支援⇔要介護	要支援の認定有効期間で、日割り計算を行う。
②	要支援1⇔要支援2	それぞれの認定有効期間で日割り計算を行う。
③	同一保険者内で転居等により、事業所を変更した場合	それぞれの契約期間で日割り計算を行う。
④	月の一部の期間に公費適用期間があった場合	公費負担の対象となる日とならない日で、それぞれ日割り計算を行う。

※②の例外

介護予防訪問介護については、要支援2であった者が、介護予防訪問介護費（Ⅲ）を算定していた場合であって、月途中で要支援1に変更となった場合については、認定日以降は介護予防訪問介護費（Ⅱ）を算定する。



3月分→ (132単位×15日間) + (81単位×16日間) = 3,144単位

「適切なサービス提供等により結果的に、利用者の状態が改善する等、当初の支給区分において想定されたよりも、少ないサービス提供となること、又はその逆に、当初の支給区分で想定された以上にサービス提供が多くなることもあり得るが、月当たりの定額払いの性格上、月途中での支給区分の変更は不要（留意事項別紙1の第2の2(2)）」ですが、介護予防訪問介護（Ⅲ）は、要支援2しか算定ができないため、このようになります。

※それぞれの日割りの期間中にサービスの利用がなかった場合の取り扱いは、「月途中で要支援状態区分に変更が生じた場合の介護予防通所系サービスの算定について」（2007年9月6日付藤沢市通知）及び「介護療養型老人保健施設に係る介護報酬改定等に関するQ&A」（平成20年4月21日付厚生労働省老健局老人保健課通知）の問23（後述）を参照してください。

(2) 介護予防訪問介護費、介護予防通所介護費及び介護予防通所リハビリテーション費共通

「介護療養型老人保健施設に係る介護報酬改定等に関する Q&A」（平成20年4月21日付厚生労働省老健局老人保健課通知）の問20、問21、問23を踏まえ、「介護予防サービス等の介護報酬の算定等に係る Q&A について」（2008年6月6日付藤沢市通知）でお知らせしましたので確認してください。また、これらの Q&A の内容について、別途厚生労働省にも確認をしています。

【厚生労働省確認事項】

- 1 この Q & A は、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月17日付老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0170001号）における「サービス種類相互の算定関係について」が根拠になっている。
- 2 介護予防特定施設入居者生活介護費等とは、介護予防認知症対応型共同生活介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費を含む。
- 3 介護予防訪問介護費等とは、介護予防通所介護費、介護予防通所リハビリテーション費を含む。
- 4 各施設への入退所日は定額報酬の日割り日数に含めない。
- 5 月途中のサービス開始、終了、保険者間での転入・転出、医療機関への入退院については通常どおりの取扱いとし、この Q & A は適用されない。

「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

第二の1（2）サービス種類相互の算定関係について

介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護費を受けている者については、その他の指定介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに係る介護給付費（介護予防居宅療養管理指導費を除く。）は算定しないものであること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用させることは差し支えないものであること。また、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている者については、介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴介護費、介護予防訪問看護費、介護予防訪問リハビリテーション費、介護予防通所介護費及び介護予防通所リハビリテーション費並びに介護予防認知症対応型通所介護費及び介護予防小規模多機能型居宅介護費は算定しないものであること。なお、介護予防福祉用具貸与費については、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であること。

「介護療養型老人保健施設に係る介護報酬改定等に関するQ&A」（平成20年4月21日付厚生労働省老健局老人保健課通知）抜粋

問20 介護予防特定施設入居者生活介護等を受けている者は、当該サービスの利用の間、月当たりの定額報酬の介護予防訪問介護費等は算定できないとあるが、例えば、月途中で介護予防特定施設を退所し、その後、介護予防訪問介護等を利用することはできないのか。

(答) 1 問のような場合には、介護予防訪問介護等に係る介護報酬については、1月から介護予防特定施設入居者生活介護等の利用日数を減じて得た日数により日割りで請求することとしている。

問21 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用している者が、当該サービスの利用日以外の日において、介護予防訪問介護等の月当たり定額報酬の介護予防サービスを利用する場合、介護予防訪問介護費等の算定の可否如何。

(答) 1 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日付け老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）において、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用している者についても、介護予防訪問介護費等は算定しない旨示している。

2 問のような場合には、介護予防訪問介護等に係る介護報酬については、1月から介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の利用日数を減じて得た日数により日割りで請求することとしている。

問23 要支援認定区分が月途中で変更となった場合、介護予防通所介護等の定額サービスの算定方法如何。また、当該変更後（前）にサービス利用の実績がない場合の取扱い如何。

(答) 1 平成18年3月16日に発出した「介護保険制度改革Information vol.76」において、日割りの対象事由として要支援認定の区分変更をお示ししており、御指摘の場合は日割り算定となる。

2 ただし、報酬区分が変更となる前（後）のサービス利用の実績がない場合にあっては、報酬区分が変更となった後（前）の報酬区分を算定することとし、サービス利用の実績がない報酬区分は算定しない。

【藤沢市が今まで通知した内容の掲載場所】

介護保険課>事業者向けページ>藤沢市からの通知等

URL : <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kaigo/page100089.shtml>

『今までの通知』

- ・「月途中で要支援状態区分に変更が生じた場合の介護予防通所系サービスの算定について」（2007年9月6日付藤沢市通知）
- ・「介護予防サービス等の介護報酬の算定等に係る Q&A について」（2008年6月6日付藤沢市通知）